

青税連

1995.5.30

ZENKOKU AOZAIEN

- 阪神大震災被災地報告
- 納税者番号制の一考察
- 大阪大会のご案内

106

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 岩田 俊一 編集人 広報部長 木島 裕子

No. 106 CONTENTS 1995. 5

<阪神大震災被災地報告>

| | |
|---------------------------|-----|
| 阪神大震災被災地報告.....森谷 修一..... | 3~4 |
| 阪神大震災義援金ご協力のお礼..... | 4 |
| 人的援助特別委員会設置のお知らせ..... | 4 |
| 阪神大震災報告.....麻田 利博..... | 5 |
| 阪神大震災の体験.....小串嘉次信..... | 6 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 納税者番号制の諸問題についての一考察.....勝又 和彦..... | 7~8 |
|-----------------------------------|-----|

| | |
|-----------------------------|---|
| パンフレット「法律家が危ない」普及にご協力を..... | 9 |
|-----------------------------|---|

<大阪大会のご案内>

| | |
|------------------------------|-------|
| 実況中継 第28回全国青年税理士連盟 大阪大会..... | 10~11 |
|------------------------------|-------|

| | |
|---------------|----|
| 大会スケジュール..... | 12 |
|---------------|----|

阪神大震災被災地報告

森 谷 修 一

阪神大震災から約3カ月が過ぎました。被災された会員の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

また、早々に義援金に協力していただきありがとうございました。このうちから第1回目の送金として130万円が、近畿青税を通じ、朝日新聞社に贈られました。引続き、義援金及び見舞金の募集は続けますのでよろしくお願い致します。

現在、東京を中心とした首都圏は、サリン事件で騒然となっており、マスコミの報道も震災の恐怖よりも、新たな人為的大量殺人の恐怖に釘付けの状態であります。

私の災害への恐怖も記憶の彼方に去りつつありました。しかし4月15日、岩田会長、震災対策特別委員会のメンバーとともに、被害の大きかった三宮周辺を視察して、その被害のすさまじさに戦慄しました。

駅前のデパートは大きなケーキをひときれ切り取ったようにえぐられ、歩道橋の上から、売り場の商品の一部が見えていました。アーケードの天井は落ちて空が見え、窓枠にこびりついた割れたガラスの下で、体操服上下や運動靴などの生活用品が売られていました。ブランド品の並んだ、かつての三宮のお洒落な商店街を思い出すと、「まず生きること」という住民の緊張感が伝わり、身が引き締まりました。

繁華街に入ると、被害は一層ひどく、一区画のビルが全部傾いていて、とても単独では修復困難と思われる場所が、いくつもありました。夕方になると、まだ電気が通じていない盛り場は真っ暗で、復興への道のりは遠いという印象を受けました。

その後、近畿青税兵庫支部の友人3人と会うことができ、無事を喜ぶとともに貴重な話を聴く機会に恵まれました。壮絶な体験談は後日にゆずるとして、現在の被災地の状況は次のようです。

(1) 近畿税理士会から会員事務所の被害の報告があったが、実際にはもっとひどいはず。被災地の

40%の会員には安否確認の郵便すら届いていないと思われる。被害報告に一部損壊は書いていない(全員該当するから)。

(2) 被害の大きかった長田地区のゴム街は50%廃業、20%倒産、生き残るのは30%の模様。他の地区も被害は大きいため、会員事務所の売上も20%から30%は減少するものと予想されている。

(3) 緊急融資申し込みの為、12月分試算表と過去3期分の決算書を要求されるが、融資を受けられるのは収益をあげているところだけで、それは申込者の20%にすぎない。

(4) 神戸に本社が有る法人の被害を受けていない地区の支社・営業所については、申告期限が経過すると、「いつ申告書が出るのか」という催促の電話が容赦無くかかってくる。

(5) 当初、簡易評価(罹災証明に記載された割合)による雑損控除の適用が認められると、課税庁は発表したが、実際に申告となると対象者が100万人もいて、罹災証明もほとんど実地調査無しで発行されるので、現場では被災資産の内訳を出さないと門前払いを受けている。

(6) 芦屋税務署では、所得税確定申告書が3万枚提出され、これは例年の4倍にあたる。このため1206の署に国税局から応援が160人來ている。また、この管轄では1700人が亡くなっており、30%の方から相続税の申告書が出ると予想され、評価をめぐって混乱が懸念される。

更に、被災地の会員が最も強く感じている不安は、行政の取扱に一貫性がないことです。政治家が政治的決断をせず、官僚が戦争直後にできたような、およそ実情にあわぬような法律をふりかざし、場当たりの取扱を連発しています。災害

の現場に携わる行政の職員は実に良く職務を全うしていますが、上級官僚は不勉強で、同胞が生命の危機にさらされている今も、海岸の開発を推進しています。

近年、「日本は危機管理ができていない」と言われています。政治家が政治家で在り続けるための努力しかせず、すべて官僚におまかせ。官僚は定年までルールを外れないことに専心するので、前例にかたくなにしがみつきます。前例のないことが起きたときが「危機的状況」なのですが、その時には何もできないのが今の日本のようです。

それでは、全国青年税理士連盟にできることは何でしょうか？ 以下、私見を述べます。

まず、短期的には、すみやかに取扱いの統一指針となるべき立法を要請すべきでしょう。課税庁内部の取扱いだけを拠り所としていては、簡易評価で

申告したものの、後から更正という事態もないとは言いきれません。租税法主義の観点からも、場当たりの、猫の目的通達でごまかすのではなく、はっきりしろよということで、ガツンと意見書です。

長期的には、徹底的に実務面からの、災害時緊急立法の提言です。個別的な取扱い、それによる税収の増減などの膨大な国家的な側面は学者にまかせ（全青にそれほどの能力がないことは理解している）、極めて納税者の側に立った試案を出す。すなわち、多くの物を失う、将来の希望もかすみ、大きな不安と戦う被災した納税者が、どうしたらとりあえず申告できるかです。応能負担の原則は守りながら、大胆、簡便、こんなに大変なんだからしょうがないだろう的な立法ができればいいと考えています。皆さんも試案作成の際は、ご協力お願い致します。

阪神大震災義援金ご協力のお礼

全国青税より、阪神大震災の義援金をお願いをいたしましたところ、多数の会員のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

総務部長の報告にもありましたが、集まりました義援金のうち第1回目として、130万円を近畿青税を通じ、朝日新聞社に送金致しました。なお、第6回理事会速報でお知らせしましたとおり、この義援金は近畿青税を通

じてしかるべき公的機関に贈り、今回の震災で被災した青税会員に対しましては、「近畿青税。兵庫県支部見舞金」として（但し、兵庫県には限定せず）贈ることが決定されています。

又、引き続き義援金及び見舞金の募集を続けていきますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

阪神大震災人的援助特別委員会設置のお知らせ

第6回理事会決議により、阪神大震災により被災された近畿青税会員に対する人的援助委員会が設置されました。

支援策については現在検討中の段階ですが、事例を集め、こうした災害時の税務対応のマ

ニュアルを作成したり、三青会の法律相談に協力する等の施策が提案されています。

会員の皆様からの提言をお待ちしておりますので、これはというものがありましたら、ぜひ全国青税へご連絡下さい。

阪神大震災報告

近畿青年税理士連盟 代表幹事 麻 田 利 博

阪神大震災の発生直後から、多数の青税会員の方々からお見舞いの電話やファックス等を頂戴し、また各单位会からは見舞金もお届けいただきましたことに、この紙面をお借りして改めて御礼申し上げます。

近畿税理士会の調査によると、税理士の死亡4名(兵庫区2、芦屋市1、西宮市1)、事務所・自宅の損壊1,462戸(うち全半壊390)という被害結果が発表されているが、近畿青税の会員の被害状況は大阪支部で13名、京都支部で1名が自宅か事務所に相当な被害を受けられたという報告が入っている。兵庫県支部については現在被害の詳細を調査してもらっているところであるが、自宅・事務所の全半壊は70戸を超えていることが判明している。

震災直後は戸惑いもあったが、まずは兵庫県支部以外の5支部の会員各位の被災会員に対するお見舞いの気持ちを考慮し、各支部単位でお見舞金の募集を行っていただいたところ、総計177万円の見舞金が寄せられた。近畿青税としては、これを兵庫県支部の活動ないしは当支部の会員の一助としてお役立ていただきたく、全額を兵庫県支部にお渡しした。

募金活動のほかにも、幹事会において兵庫県支部の会員の意見等を参考にして、被災会員の支援の方法について検討したが、現段階において税理士業務の直接的な手助けは、個別的な要請がない限り敢えて行う必要はないという意見が支配的であり、他の間接的な支援策として、今後益々増えるであろう震災関連の個別具体的な税務相談に対して、迅速かつ的確に対応しうる「税務相談マニュアル(事例集)」の作成を望む意見が多く出された。

これについては、近畿税理士会が先に行った「税金よろず相談」及び今後被災地で開催される同種の行事で被災者から受けた相談内容を担当税理士を通じて近畿税理士会で取りまとめを行うとともに、報告された相談事例に関する審議機関の設置を要望したいと考えている。

震災関連の支援活動にはいろんな形態があると思うが、税の専門家集団である税理士会が被災地の復旧、復興に向けての社会的なフォロー体制の構築に関わる活動の一端として、上記の相談事例を現行の法律等に照らして検討した上で、税法や通達の整備に関して国税当局に対して積極的に提言する姿勢で取り組むべきであり、日本税理士会連合会や近畿税理士会の主導のもとに行われる事例研究や税務相談等の施策には、我々近畿青税は進んで協力していきたいと考えている。

全青税においても特別委員会を設置し、支援策を検討していただいているところであるが、例えば「三青会」による法律相談等は、相談内容の複雑さから判断して是非とも行うべき施策であろうと思うし、実際に税務相談を担当する税理士に対して、弁護士や司法書士を講師に迎えての、土地や家屋に関する勉強会や、これらの団体との情報交換会の開催は、今後の相談業務や申告業務に携わる税理士にとっては大変な力付けになることであろう。

既にJR本線及び山陽新幹線が全線開通し、水道やガス等のライフラインもほぼ復旧して、いつ抜け出せるかわからぬトンネルの先にもようやく明かりが見え出してきたように感じているが、本当の復旧、復興はこれからまだまだ先のことと聞いている。今後とも近畿青税としては、被災地の会員から寄せられた支援要請等に対して、出来る限りの施策を講じるつもりだが、全青税の会員の皆様にもいろいろとお願いしなければならないかとも存じますので、その節には何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

最後に、第28会全青税大阪大会の開催が近づいて参りました。阪神大震災により、当初の予定を変更したり、準備の過程で若干の狂いが生じましたが、大会の成功を期して会員一同、次第に燃え出しています。来る7月22日～23日には浪花の地で被災会員共々、楽しいひと時を過ごしたいと考えています。全青税の会員各位の多数のご参加をお願い申し上げます。

阪神大震災の体験

小 串 嘉次信

AM 4 : 00 午前3時頃帰宅した私は、先程までの飲み会の余韻と、翌朝からの仕事の段取りに思いを巡らせ、まだビールを舐めていた。翌日は源泉所得税の納期の特例の特例者の納付書の送達を完了させる手筈であった。明日の仕事は忙しくなりそうだと思いながら就寝した。午前4時30分頃であった。

AM 5 : 46 食器類の壊れる音と、家財類の倒れる大きな物音で目覚めた。地面があたかもジェット・コースターの様に揺れる。結末の見えないジェット・コースターは、なかなか恐ろしいものである。私は、妻子の安全を確保しつつ、大地震が起こっている事を認識した。地震が止んでもまだ外は暗かったが、表に出てきた住民の人達の怯えきった声が聞こえていた。眠れない時を過ごし、やがて夜が明けてきた。

AM 8 : 00 私は事務所で接客するつもりで背広を着、また妻には、青税の部会で帰宅が少し遅くなる旨を告げて、事務所に向かった。その時点では、事態の重大さをまだ把握していなかったのである。

事務所へ向かう道程で、様々な異様な光景を見た。昨日まで2階建ての住居が1階建ての建物に変わっている。1階部分が完全に押し潰されているのだ。5階建てのマンションは、見事に横倒しになっている。車のラジオからは、今回の地震の犠牲者は、数十人の模様などと報道している。状況を見た私は、ラジオの報道が地震の規模を余りに過少に考えていることに苛立ちを覚えながら、ようやく、大地震の重大さを認識しはじめた。

☆ ☆

地震から2・3日経つと、食料の確保が極めて困難になっていた。冷蔵庫の中身も無くなってきたし、水道・ガス・電気も使えない状況だった。

そんなある日、私は妻子を乗せて車で国道二号線を走っていた。交叉点で信号待ちとなり、ほんやり前方を見ていた。京都ナンバーの車が前方に止まっていた。助手席にはお年寄りが座っていたので、神戸で被災されたお年寄りを京都の身内の

方が救助に来たという風に見えた。ドライバーの男性が車から降り、トランクからバナナを2本取り出した。お年寄りに食べさせるのだろうと思って見ていると、ドライバーは子供を同乗させている私の車の方へやってきて、「子供さんにどうぞ」と言ってバナナを差し出した。私は十分に礼を言ってからそれを受け取り、妻に手渡した。見ると妻は、涙を流して感謝していた。私も正直に言えば、胸が詰まった。震災で心がカサカサになっている私達被災者には、そんな身近かな思いやりが、本当に心にしみるものであった。

☆ ☆

一週間程経つと、事務所の職員で被災地に住んでいない者が、多くの食糧を持ってきてくれたり、地域の食糧配給が始まったりして、食糧には事欠かなくなっていた。しかし、職員の中でひとり連絡のつかない者がいた。神戸で一人暮らしをしている若手女性職員である。本人の自宅周辺や避難先と思われる所を捜し歩いたがどうしても見つからない。それから3日後、彼女の変わり果てた姿を見た。東灘の遺体安置所で、毛布にくるまれそっと置かれていた彼女の姿であった。ウェディングドレスも着たことのないまま、木造アパートの下敷きとなって彼女は、まだ26才の若さでこの世を去った。

☆ ☆

私達は、今回の地震で彼女を初め多くの知人を失った。亡くなった人達は、善人であったり若い人達であった。何故亡くなってしまったのか考えることは、あまり意味を持たない。自分ではどうすることもできない事柄に巻き込まれてしまったのだ。

私達は、明日死んでしまうかもしれない「運命」を皆、背負っている。運命論を唱えるつもりはさらさら無いが、明日死んでも悔いない様に、今日、思う存分生きていなければならない。阪神大震災を経験しなければ把めなかった、人生に対するそんな覚悟が、全国の青年税理士にも届けばいいなと思っている。

納税者番号制の諸問題 についての一考察

勝 又 和 彦

(1) 自治省の住民台帳構想の納税者番号制へ与える影響

1995年3月1日、自治省行政局長の私的諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築等に関する調査研究委員会」(座長・小早川光郎東京大学法学部教授=行政法)は、住民基本台帳を基礎として、「すべての住民を対象とした統一的な番号制度を設ける」との中間報告を発表した。全国民一人ずつに、生涯を通じて変わらない番号を付けて、氏名・住所・性別・生年月日の4項目の個人情報自治省が設置するセンターで一元的に管理し、この情報を必要に応じて全国の行政機関が利用できるものとするものである。

中間報告は、行政の高度情報化を進める必要性を強調し、そのためには市町村の区域を越えて、よりの確・効率的に個人を識別できるような制度が強く求められるとして、「住民基本台帳番号制度」を提言している。そしてこの制度の実施によって住民の利便を増進するとともに、国、地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とするものと説明している。

具体的には、

- ①市町村が生涯を通じて一つの全国的に重複しない番号を付ける。
- ②氏名・住所・性別及び生年月日の4情報を全国センターに集めてチェックする。
- ③プライバシーなどの面で適切な保護措置を取る。
- ④番号に基づき各種の事務処理を行い、他の行政分野にも情報提供を行う。
- ⑤住民にも番号カードを交付する。
というものである。

この中間報告書では、「住民基本台帳番号制度の導入のための問題点として、社会的影響が極めて大きいため導入にあたっては、住民の理解を得る必要がある。個人情報の保護を適正に行うため

の具体的な措置・民間の利用への対応などのついてプライバシー保護策の検討の必要性を報告している。が、「個人をよりの確・効率的に識別する」という行政側の便宜を重視した構想であり、共通番号制(国民背番号制)について自治省が住民基本台帳にもとづく方式で付番する行政機関となることを目的としている。

これまで番号制度は、政府税制調査会が適正・公平な課税の実現をはかり、税務行政全般にわたる効率化を図るための「納税者番号制」として検討されてきた。

政府税制調査会の報告では、

- ①アメリカ・カナダ方式—健康保険・年金などの番号を税務をはじめとした幅広い行政分野で拡大利用する方法。
- ②北欧方式—すべての国民を対象に、出生などの機会に付番し、この統一個人コード番号を、税務をはじめとした幅広い行政分野に利用する方法。
- ③イタリア・オーストラリア方式—課税庁が、納税申告書などを提出する者に対して番号を付与する方式で本来の納税者番号制。

の3タイプが報告され、①および②がわが国で検討する価値のある仕組みであるとしている。また納税者番号制の利用分野の具体的な範囲として税務分野での利用・税務以外の行政分野での利用・および民間での自発的利用をあげている。これは、「納税者番号制」という名の基に「共通番号制(国民背番号制)」の導入を目的としている。この国民背番号制につながる納税者番号制度の導入にたいしては、「適正・公平な課税」「適正な税務行政」という大義名分のもとに、個人のプライバシー権の侵害問題・情報の収集方法と収集制限・保有された情報の本人への開示と内容の訂正権の保証・情報の目的外利用の禁止・個人情報の開示等の「プライバシー法」等のインフラが整備されておらず、また本格的議論の対象ともなっていない現状である。

自治省の中間報告における「住民基本台帳番号制度」は、まさに共通番号制度＝国民背番号制そのものである。

政府は、「国の行政機関におけるデータベース整備に関する基本方針」(1987年12月)で、各省庁が個別に独立して収集・管理・利用している膨大な量の個人情報等を、データベース化し、相互に利用するとともに、民間等への提供による社会的活用の推進をうたっている。そのためには、国民のすべてにもれなく、重複なく付けられた「共通番号」というマスターキーが必要であり、これにより各省庁が保有するデータベースに自由にアクセスすることができる。(分散管理型データベース)住民基本台帳に番号を付けてこのマスターキーとするのが今回の中間報告である。

共通番号制が導入されれば、スウェーデンにおける番号制のように、国民の管理を徹底して行うことができ、監視社会となってしまう。

監視社会を防ぐためにも、国民の知る権利やプライバシー権を守る立法的検討をし、インフラを整備をしていくことが大切である。

(2) KSKシステムの稼働開始と今後の問題点

KSK(国税総合管理)システムについては、1995年1月より東京局の京橋署・川崎北署において試行を開始した。

聞くところによれば、初期トラブルは発生しているが、それらは予め予想していたとおりの確に処理されており、試行は円滑に実施されているという。また、試行署以外の署でも法人の決算実績入力など移行のための作業が始まっているという。

1995年11月より仙台局の福島署・白河署で試行、1996年12月からは各国税局単位で移行作業をすすめて全国運用を目指す日程という。

KSKシステムは、適正・公平な課税の実現に資するため全国かつ全業務について一元的なオンラインシステムを構築するという目的で導入された。

国税庁は、1988年に税務情報のトータルなデータベース化をねらいに、「KSKシステム」の開発に着手した。また、政府税制調査会が「納税者番

号制」の検討を開始したのも、おなじ1988年であり、偶然の一致とは言えない。

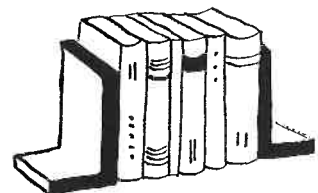
KSKシステムについては、次のような問題点がある。

- ① KSKシステムの導入により、各納税者のデータファイルには、個人情報蓄積される。この情報については、収集方法・登録方法等の法的規制がない。入力するデータの範囲は具体的に限定する必要がある。また蓄積された情報が、他の行政機関・民間機関との「データ照合」「データ接続」されることによる個人情報のたらい回しを防ぐため、税務情報の目的外利用の禁止規定を設ける。
- ② 納税者は自己の情報を知る権利を有する。納税者情報については、すべて本人に開示し、誤った自己情報についてはその訂正権を保証する制度を設ける必要がある。
- ③ KSKシステムの導入に伴い税務職員の秘守義務規定を強化し、目的外利用をした者に対する厳重な罰則規定を設ける。
- ④ 「納税者のプライバシー」保護のための第三者機関である「苦情処理センター」等の設置が必要である。

KSKシステムは、OSI機能をもった他の機関のシステムとリンケージできる開放型のものであり、納税者番号制度の導入に対応可能なシステムとなっている。政府税制調査会が検討している納税者番号製＝国民背番号制における分散管理型のデータベースの一翼をになう存在となりうる。

自治省の「住民基本台帳番号制」も国税庁の「KSKシステム」のどちらも将来的な国民背番号制につながりデータ監視社会の構築を目的としている。

我々は、プライバシー保護・国民の自由・人権を守る視点でこれらについて議論する必要がある。



パンフレット 「法律家が危ない」 普及にお力を

青年法律家協会司法試験革命問題対策本部長 弁護士 池 本 誠 司



青年法律家協会弁護士学者合同部会司法試験改革問題対策本部では、このたび「法律家が危ない～私たちは『丙案』導入に反対します」というパンフレットを作成いたしました。

「丙案」とは、司法試験の合否を決定するに際し、合格者(現在700名)のうち上位70%(約500名)は成績順に合格させ、残る30%(約200名)は受験開始から3年目以内の短期受験者だけから合格させるという若年受験者を特別に優遇する制度です。

現在の司法試験は、受験資格の制限が全くない試験です。年齢や学歴、受験回数に関係なく誰もがいつでも受験でき実力だけで合否が決定される平等で公平な試験です。しかし、この数年間、検察官・裁判官への任官者の減少をきっかけに司法試験制度改革の議論が続いてきており、そして、いよいよ今年秋にも「若年者の特別優遇枠制度(すなわち丙案)」の導入の可否が決まろうとしています。

「丙案」は、統一・公正・平等の理念に基づく法曹養成制度の根幹を歪めるものです。「丙案」が実施されると、合格者700名の場合で受験回数4回以上の成績501番の受験生が不合格となる一方、3回以内の約1600番の受験生が合格するといわれます。何よりも公平や公正を重んじなければならない法律家であるのに、その誕生のときから不平等、不公正があることとなります。私たちは、法務省や裁判所が、特別枠によって合格した若年合格者たちに官僚的な司法の担い手になることを期待し、司法官僚側の強化を目指そうと考えています。さらに「丙案」は、いわば下駄を履かされた合格者と普通の合格者の2種類の合格者をつくることになり法曹の間に差別化を生じることとなります。

他方、法務省が丙案導入を求めて、従来の司法試験の問題点であるとしていた裁判官・検察官への任官者の不足や合格者の高齢化などの問題は、平成3年度以降合格者を増やされたことなどにより一気に解消の方向に向かっていきます。任官者数は平成2年度検察官28名、裁判官81名だったのが平成7年度は検察官86名、裁判官99名になりまし

た。最近には任官希望者が多すぎて、研修所の教官から任官希望の撤回を迫られる司法修習生が多数でいる

状況です。合格年齢も、平成5年度以降最多年齢層が24歳になっています。不公平でいびつな制度「丙案」導入を合理化する理由は何ひとつありません。

私どもは、従来から丙案反対の運動に力を注いできましたが、「丙案」導入の可否の決定まであと半年あまりとなったこの時期、多くの方に「丙案」問題の本質をわかっていただき、改悪反対の声を高めたいと考え、このほど、パンフレット「法律家が危ない」(定価300円)を作成しました。

このパンフレットは、様々な経歴や経験をもつ法曹や市民13人の方に司法試験や裁判に対する思いを綴っていただいたものです。いずれも司法の現場の体験に基づいて書かれており、法律家の本来のありかたを示すものとして好評をいただいています。このパンフレットをお読みいただければ「丙案」の不合理性はもちろん、市民に責任を負う法律家や専門職(税理士の皆さんも含めて)の姿勢について、青税の皆様と理解を共通にしうるものと確信しております。

「丙案」の導入を阻止するためには、法曹界のみならず広く近接専門職の方々、そして一般市民の方々の間から、共感、同調の声が寄せられることが不可欠です。歪んだ「丙案」によって生み出された法律家によって迷惑を被るのは、司法の利用者である市民です。司法試験がすべての人に平等に開かれた試験であることが現在の民主的な司法制度を支えているのです。

どうぞ、このパンフレットをご一読下さい。折り込みの葉書で皆様のお声をお寄せ下さい。

そして、このパンフレットの趣旨にご賛同いただけましたなら、ぜひ、依頼者の方をはじめ回りの方々への普及をお願いします。

よろしく願いいたします。

連絡先：青年法律家協会弁護士学者合同部会

電話 03(3234)6047 FAX 03(3234)8247

《架空実況中継》

第28回全国青年税理士連盟 大阪大会

事務局 井 上 高 明

1. 突撃インタビュー編

今年で28回を迎える全国大会も残り100日を切り、いよいよ秒読みといったところです。

さて、全国のみなさんに、大会の準備状況をお知らせするに当たり、実行委員の主要メンバーに突撃インタビューを行いましたので、その模様をお伝えします。まず一番バッターは麻田実行委員長です。

レポーター(Q)：名誉ある全国青年税理士連盟の第28回大会が、近畿の大阪で開催されるのですが、今のお気持ちはいかがですか。

麻田実行委員長(A)：正式名はやたらに長いのですから、これからは大阪大会と呼ばはったらどうですか。さて、今回は近畿青年税理士連盟でお世話させていただくわけですが、OB連中は第30回大会やと勘違いしてはるんどす。記念大会は近畿がお世話するもんやとの思いこみを強よう持つてはるんどす。それほど情熱を持つてはる先輩方がたいへんいてはって、近畿の大阪でさせてもらえるんはたいへん名誉なことやと思てます。

Q：あと100日足らずとなってしまうましたが、準備は順調に進んでいますか。

A：そら、優秀な人材がようさんいてはるさかいに、順調漫步どすえ。

Q：では、企画内容を含め準備の状況を教えていただけませんか。

A：その辺のとは、各部の責任者がいやはるさ

かいに、それらのお人にお聞きになる方がよろしゅおすえ。

Q：では、各部の責任者の方をご紹介いただけませんか。

A：そうどすな。

7月22日初日担当

が第一部長の藤原はん、23日オプションツアー担当が第二部長の石川はん、広報担当が波戸崎はん、渉外動員が酒井はん、雑用係が井上はんどすえ。

Q：ありがとうございました。さっそく藤原さんにお尋ねします。初日の準備状況はいかがですか。

藤原第一部長(A)：初日はものすごく盛りだくさんですわ。いっぺんにはお世話できませんので、あとの架空実況中継にゆずらせてもらいますわ。

Q：オプション担当の石川さんはいかがですか。

石川第二部長(A)：不本意ながら日帰り料金が設定されましたけど、一日で帰ったら絶対損しませ。どこのツアーに参加してもろても満足してもらえんと思てます。

Q：広報はいかがですか。

波戸崎広報部長(A)：見やすい、使いやすい、役にたつ広報をめざしてます。パンフレットが届いたら即申込書をファックスしてください。

Q：渉外動員はいかがですか。

酒井渉外動員部長(A)：逆にいうと、大阪大会が成功するかどうかは動員次第なんです。みんなきてねー。

Q：なんかはぐらかされたみたいですね。最後に井上さんどうぞ。

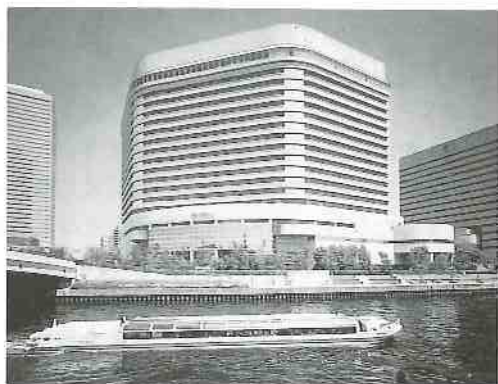
井上事務局長(A)：自分で自分にインタビューしてどうすんねん。

Q：そらそうでした、すまへん。

ご本人の名誉のために申し添えておきますが、これはすべて筆者の創作ですのであしからず。



ジンベエザメがみられるのは日本でもここだけ——海遊館



水上バスとニューオータニ

2. 架空実行中継編

梅雨空がエネルギッシュな夏空に変わり、ここ商都大阪で、今まさに青年税理士の集いが開かれようとしております。大会会場となっているOBP（大阪ビジネスパーク）は、長い伝統を誇る大阪城に隣接しつつもインテリジェントビルが立ち並び、歴史と最先端ビジネスの微妙なコントラストを描き出しております。さて、受付、パーティ、宿泊会場となるホテルニューオータニ大阪は、大阪城公園駅から徒歩5分という至便な位置にあり、水上バスの乗り場にも近く、観光とビジネスのターミナルポイントとなっております。一方討論会と、総会の会場となっておりますMIDシアターは、松下興産が建設し、会場のフロアーが降下するというユニークな構造となっております。

そうこうしているうちに、MIDシアターでは討論会「こんなものいらない全青税、こんなものほしい税理士法人」が始まった模様であります。雑壇に座ったパネラーだけでなく会場からも熱気にあふれる意見が続出しているようです。



ナイトツアー・ナイトビューコース

一方、大阪の新名物水上バスでは、家族のみなさんが、中之島から眺める大阪城、水の都大阪を実感する八百八橋を実感しているようです。お後はパナソニックスクエア、コンピューターゲームだけでなく、どなたでも空飛ぶじゅうたんに乗った気分になれます。また展望台からは、また違った角度から大阪城を眺めることができます。まさに大阪城360度といった感じです。

さて、お楽しみのパーティの時間がやってきました。千葉大会で、ど派手なパフォーマンスをやったのけた、大阪のメンバーは、今度は何をやらせてくれるのでしょうか。おっと、ここではバラすなというイエローカードがでましたので、今のところはやめておきます。

パーティが終わると別名ショットガンツアーと

名うったナイトツアーです。大阪の繁華街、キタとミナミだけでなく、家族向けも用意した心憎い企画です。また、穴場中の穴場はなんとといってもDOWN TOWN京橋です。格安一杯飲み屋から、×××まで揃っています。

明けて23日はオブショナルデー。コースは5つ。中央集権国家の礎を築いた奈良を訪ねる奈良コース。目的地までいったら、後は自分の足だけが頼りです。でも、しんどい思いをしたくない人にはそれなりののんびりできるコースも準備されているようです。吉宗のふるさと紀州。マリーナコースが2つめです。覚えていらっしゃるでしょうか。参議院議員になった中山千夏が声優で出ていた「じゃりんこチエ」。京橋とは違った大阪の下町が体験できます。ちょっと豪華にディナークルーズ。目を見張る円形大水槽のある海遊館と優雅な気分になれるサントリーミュージアム。海遊館コースも待ってます。大阪といえばお笑いと食い道楽。このふたつがいつべんに楽しめるのが吉本グルメコースです。吉本発祥のミナミで吉本新喜劇と漫才を堪能した後、今度はおなかを堪能していただけます。たこ焼き、お好み焼き、すうどん、焼き肉、かに道楽。道頓堀に行けば何でもあります。

以上駆け足で大阪大会を紹介して参りました。私たちスタッフ一同は全国からお集まりいただきみなさんに、参加費用に見合う満足を持って帰っていただくよう一生懸命準備を続けております。

何分手作りのため、行き届かないこともあるかと存じますが、私たちの情熱を感じとっていただければ、これにすぎる喜びはありません。大阪大会が成功するもしないも、皆様の参加にかかっております。重ねて参加をお願いします。



吉本 & グルメ

第28回 全国青年税理士連盟 大阪大会

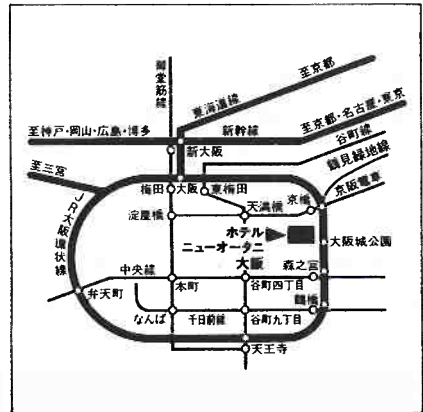
1995年7月22日(土)・23日(日)

*大会スケジュール

| 7/22 (土) | 会 員 | 家 族 |
|-------------|--|-------------------------------------|
| 11:00~13:00 | 受付 (ホテルニューオータニ) | *受付と討論会会場とは違います。受付は必ずホテルニューオータニで! |
| 13:30~15:30 | 討論会 (MIDシアター) テーマ ①こんなものいらない? 「全青税」 ②こんなものほしい? 「税理士法人」 | 13:30~16:30 家族ツアー 水と緑の 大阪体験!! |
| 15:40~17:30 | 定時総会 (MIDシアター) | 16:30~ チェックイン開始 |
| 18:00~20:30 | アミューズメントパーティー (ホテルニューオータニ) | |
| 20:30~ | ナイトツアー (4コース) | |
| | ⑧ Exciting | ミナミコース |
| | ⑨ Fantastic | キタコース |
| | ⑩ Night View | ウメダコース |
| | ⑪ Down Town | 京橋コース |
| 7/23 (日) | オプションツアー | |
| | <一泊二日コース> | |
| | (A) 大化の改新の舞台を訪ねて | |
| | <日帰りコース> | |
| | (B) 和歌山マリーナツアー | |
| | (C) ジャリン子チエの世界へ | |
| | (D) 海遊館とサンタマリアクルーズ | |
| | (E) おもしろいで/うまいで/ツアー | |

*受付・パーティー会場・宿泊

ホテルニューオータニ大阪
 大阪市中央区城見1-4-1
 TEL.(06)941-1111



*討論会・定時総会会場

MIDシアター
 大阪市中央区城見2-1-61
 TEL.(06)947-0839

交 通

●電車でお越しになる場合

梅田(大阪駅)から、大阪環状線で「大阪城公園」駅へ約9分。難波から、地下鉄千日前線で「鶴橋」駅へ。大阪環状線に乗り換えて「大阪城公園」駅へ約10分。

*最寄駅「大阪城公園」駅からは、歩いて約5分でお越しいただけます。

●車でお越しになる場合

- 梅田から……………約15分(4.5km)
- 深波橋から……………約10分(3.2km)
- 本町から……………約15分(4.4km)
- 難波から……………約20分(6.0km)
- 茨田から……………約25分(7.3km)
- 大阪国際空港(伊丹)から……………約30分(9.3km)
- 関西国際空港から……………約60分(54.0km)
- 阪神高速東大阪線東行き
法内ランプから……………約5分(1.6km)
- 阪神高速東大阪線西行き
森之宮ランプから……………約8分(2.6km)

*大会費用

大会費用はつぎのとおりです。尚、家族ツアー、ナイトツアー、オプションツアーについては、それぞれのご案内をご覧ください。

| 会 員 | 37,000円(日帰りを希望する会員の参加費用は28,000円となります) |
|-----|---------------------------------------|
| 家 族 | |
| 大人 | 30,000円 (中学生以上) |
| 小人 | 25,000円 (小学生) |
| 幼児 | 10,000円 (3歳以上) |

- 上記の参加費用は、いずれも一泊二日の料金です。
- 乳児(3歳未満)については参加費用は無料です。但し、別途リネン代等がかかる場合もあります。
- 宿泊については基本的に相部屋となりますのであらかじめご了承ください。
- この案内書に記載された年齢は、いずれも申込時の年齢とさせていただきます。

